

○松本市入札の公開及び傍聴に関する事務取扱要綱

平成30年12月18日

告示第328号

(目的)

第1条 この要綱は、市が執行する入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）の公開及びその傍聴について必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の対象)

第2条 傍聴できる入札の執行は、松本市入札結果等公表要綱（平成11年告示第95号）の規定により公表の対象となる契約のうち、次に掲げる入札とする。

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札

(傍聴の手続)

第3条 入札の執行を傍聴しようとする者は、入札日の前日（ただし、その日が松本市の休日定める条例（平成元年条例第31号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その前日）までに契約管財課において入札傍聴受付簿（別記様式）に所定の事項を記入し、契約管財課の職員（以下「職員」という。）に提出の上、契約管財課長の許可を得なければならない。ただし、入札の執行に支障があると認められる場合は、入札の傍聴を許可しないことができる。

- 2 傍聴の申込みの受付時間は、原則、入札日前日の午後5時15分までとする。
- 3 傍聴人の定員は、会場の都合により契約管財課長がその都度定めるものとする。
- 4 傍聴人は、申込みの先着順によって決定するものとし、前項の定員になり次第受付を締め切るものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者及び薬物により精神が不安定な状態にあると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (5) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を所持している者

- (6) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団員
- (7) 入札執行時刻に遅れた者
- (8) 職員の指示に従わない者
- (9) 前各号に定めるもののほか、入札を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 私語、雑談、拍手等をしないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 入札に批判を加え、又は可否を表明しないこと。
- (5) 入札参加者又は入札執行場所の外にいる者と会話、合図などで接触しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札執行の秩序を乱し、又は入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録音等の制限)

第6条 傍聴人は、写真、動画等の撮影又は録音及び外部との通信等をしてはならない。ただし、あらかじめ契約管財課長が許可した場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、全て職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 契約管財課長及び職員は、傍聴人がこの要綱に違反すると認められるときは、これを制止し、その指示に従わないときは、この者を退室させることができる。

2 退室させられた者は、以後当該入札の傍聴はできないものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

入札傍聴受付簿

申込日 年 月 日

件名	
入札日	年 月 日
受付日	年 月 日
住所	
電話番号	
氏名 (法人名)	
備考	

私は、「松本市入札の公開及び傍聴に関する事務取扱要綱」及び「入札傍聴に関する注意事項」を承諾し、入札の傍聴を申し込みます。

入札傍聴に関する注意事項

- 1 入札会場へは、職員の指示に従い入場し、指定された席へ着席ください。また、入札執行中の席の移動、入退室はできませんので、あらかじめ御了承ください。
- 2 傍聴希望者が多数の時は、入札会場の都合で、入場をお断りする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- 3 入札会場内では、静粛にし、私語、雑談、拍手等をしないでください。
- 4 入札会場内では、飲食、喫煙等をしないでください。
- 5 入札の執行・経過・結果等について批判を加え、又は可否を表明しないでください。
- 6 入札会場内では、写真、動画等の撮影又は録音及び外部との通信等は一切行わないでください。
- 7 入札会場内では、携帯電話等の電源は必ずお切りください。
- 8 入札執行の秩序を乱し、又は入札執行の妨害となるような行為はしないでください。
- 9 入札執行中は、職員の指示に従ってください。

上記注意事項をお守りいただけない場合は、入札会場から退室していただきます。

別記様式（第3条関係）